

議会運営委員会

平成18年3月2日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子

○飯高 昭二

松田 正

小野 隆雄

坂口 徹

三木 誓士

中西議長

2. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

猪川 恭弘

3. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 松田委員、小野委員

委員長

おはようございます。全委員、お集まりいただいておりますので、急遽、大変申し訳ございませんでしたが、議会運営委員会の方を開催させていただきます。

本日の会議録署名委員を私の方から指名をさせていただきます。署名委員に松田委員、小野委員、両委員にはよろしく願い申し上げます。

それでは、本日急遽、議会運営委員会を開かせていただきましたのは、先日、議会運営委員会の終りに議長の方から、財政健全化検討住民会議の方から議会の方のお話を聞かせてほしいという申し入れがあったという内容、これに基づきまして、その結果のご報告をさせていただいた上で、再確認をさせていただきたいという思いがありましたので、お集まりいただきました。

それとともに、吉川委員さんの方から法務局の関係のこういう要望書を提出したいということもおっしゃられているということもございますので、これについても議運の皆さんのご意見を先にお伺いしておこうかと思いましたので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、まず、財政健全化検討住民会議の方ですね、この住民会議の方が来られたときに、ここには出席をしておられた委員さんもおられるんですが、出席されてなかった委員さんもいらっしゃいますので、その様子につきまして議長の方からご報告いただけますでしょうか。

議長

おはようございます。今、委員長の方からありましたように、先般2月24日、議運の後でございますが、検討会議の方とお話し合いをさせていただきました。出席者につきましては桐山会長、吉川副会長、城崎委員、秦委員の4名の方が出席されております。議会側といたしましては正副議長、議会運営委員会正副委員長、委員会の中でお

願いしておりました中で小野委員が立会いしていただいております。それと事務局長、係長、理事者側から総務部長、企画財政課長が同席しております。個々の自己紹介の後、会長の方からこれまでの経過について述べられまして、その内容につきましては、検討会議の取り纏めを行うに際しましては、是非とも議会とのすり合わせが必要であるということ、町の経費削減については、町民、行政、議会の三者の協力が不可欠であること。ということで、このことから、中間報告では、議員報酬は15%カット、住民規模からみた議員定数の提言を行ったということで、多様化する住民要望に、きめ細かく対応する必要もあり、財政規模から見て現行3常任委員会から、2常任委員会で定数を10人に出来ないかということでございます。

昭和59年地方制度調査会の中で、斑鳩町の規模ですと大体5人から7人が適当であるとの考えがあるということ、また合併時の斑鳩町の割り当てが6人だったということもある中で、先般奈良新聞の結果を見て、住民会議の方としてはびっくりしているということでございました。

結論からいうと、議会の見識を疑うとか、議会の返答いかんによっては住民運動も辞さないということで、1名減については納得できないということでございました。

これにつきまして、議会側の考え方を委員長、並びに小野委員の方から色々意見の方を述べていただきたいところでもございますが、それについても納得をしていただけないということで、最終、議会側の返事としてどうするんだという形で返答を求められたところではございますが、全員協議会の方でこの申し出について報告させていただいて、返答させていただくということで、当日は別れております。

以上でございます。

委員長

ただ今、議長の方から報告をしていただきました件につきまして、色々な考え方もあるかと思うんですが、先の24日の議会運営委員会では議員定数の件につきましても、3月議会で最終日に追加日程と

して上程していこうという確認を、既に議会運営委員会で、私の方で
させてはいただいたものの、この、住民検討会議さんが来られて懇談
をした結果を受けまして、もちろん、私たちはこれまで時間を掛けて
議員皆さん、お一人ずつのご意見も聞き、我々は我々なりに色々な研
究、色々な角度から決定してきた、そして擦り合わせをした、色んな
意見があるのを擦り合わせして、時間を掛けてやってきた問題でもご
ざいますが、かと言って、それを、この間の24日に決めたとおりの
進ませていただいているのか、それともまた別の考え方があるのか、
それらについても、非常に、住民運動であるとか、公開討論会とか、
そういう風なこともおっしゃっておられる中で、議会としてどのよう
に対応したものか、私と議長の判断だけで決定してしまうのもどうか
と思いましたので、一旦、議運を開かせていただきまして、24日に
決めたとおりの報告を私がしているものかどうかということも、委員
さんのご意見をお尋ねした上だと思ったものですから、大変申し訳な
かったんですが、お集まりいただいたということです。

委員さんの方からご意見がございましたら、出していただいたら結
構かと思います。

小野委員 私は当日も盛んに、反論というんですか、説明させていただいた
ということがありますので、いくら、その住民会議、これはあくまでも
町長の私的な諮問機関でありますし、あの時の副会長の発言の仕方につ
いては、私はもう残念でならない。議会が認めている会議だろうと
か、そういう根本的に自分らの置かれている立場も理解されてない方
も、言わば、一種の議会に対する圧力ですので、そういうものに対し
て、私は一切、応える必要ないと思う。議会というものは、それこそ、
権能というものを無くしてしまう。そういう恐れがありますので、何
も、強行じゃなくて、粛々と進めてもらうことをお願いしたい、その
ように思います。

三木委員 私もその状況は色々な方々からお聞きしました。やはり私たちは、

議運で何回も討議して、議運も纏め、総意も出し、全協にも諮り、全協でも全会一致で、ああいう形で纏めた訳です。やはりそれに対して、24日の朝の議運が始まる前に、ここで総務部長に午後からの住民会議の話す内容は、住民会議として議会が15の、7%の3委員会ということで決まったけど、その経過、経緯をお聞かせくださいということに来るんですかと確認したら、そのとおりですということだから、それならばいいのではないかなと思っておったが、内容については、とんでもない、そんなものではない、非常に高い所からものを言っていると聞いてますし、私たち議会人だから住民の方々の意見を聞かない、そういう事じゃなくですね、やっぱり話し合いをするルールというものがあると思う。それを、全く相手の気持ちも考えずに、一方的に押し付けてくるというようなやり方、そういうものに対して、憤りすら感じます。そういう意味では、私も、こっちもそう言われたから、こうだからと言って、拳を挙げるということではなく、やはり冷静にこの件については考えるということで、私たちが決めたこの内容については変える必要はないんじゃないかという風に思います。

委員長 他の委員さん方からも、お一人ずつ、この件についてはご意見、お聞かせいただけたらと思いますが、坂口委員はいかがですか。

坂口委員 議運として出した結果ですので、変える必要はないと思うんですが、検討会議の方があれだけ言って来られて、事が大きくなり過ぎててもいかなものかなと思うんですが、全員協議会にもう一度、この前の話し合いの状況を説明していただいて、皆さんの意見をもう一度聞いた方がとは思いますが。僕のあれといたしましては。

委員長 もう一度聞くとはどういう事をもう一度。

坂口委員 こういう事を言っているけれども。すいません、撤回します。議運の結果を進めていただければと思います。

委員長 松田委員、お願いいたします。

松田委員 この問題については、検討会議の中間答申が出ているということ十分に念頭に置きながら、議運としては検討してきたと。その中で色々な意見を出し合って、住民がどう理解をできるかということも、十分咀嚼をしながら、慎重に検討してきた結果であるということです。それと同時に、議会は出来るだけ全員が満場一致で決められる姿というものを求めてきたという基本的な立場があると思うんです。それと同時に、議会の権能をさらに維持をし、住民の期待に応えるためには、どうしたらいいのかという基本的な理念を踏まえて議論をしてきたことも事実だ。ただ減らせばいいということだけで、望んできたということではないということ等から、一定の結論を導き出した。その結果について、賛否両論があったのではなくて、結果的には満場一致で議運は決めたと。そのことを全員協議会でご報告をし、全員協議会でも満場一致でこの事が了承されたという経緯から見ると、議会の権能としては万全の体制を採ってきたということであるという風に私は思うんです。そういう意味から、議会は議会としての慎重な判断、あれこれ住民検討会議が言われる事によって左右されるということのないような、主体性を持って決定したことであるという風に私は思うんです。そういう意味合いから、些か、この間の懇談会で色々あったようですが、その事についてもお聞きはしていますが、些か、慎重性と冷静さを欠いた感情的な発言内容であったような印象も私は、報告を聞いて受けている訳ではありますが、そういう事についてあえて囚われる必要はないという事から、あくまでも議会の権威と議会の主体性を持った決定というものをしてきた事は間違いありませんから、そういう意味合いで決定どおり、実行に移すという議会の対応を示すべきであるというように思います。

特に、その中で言っています3常任委員会制堅持の関係については、現在の地方自治法上、制定されている限りにおいてはそういう事が一

番望ましい。しかし、地方自治法で一議員が一委員会制というものが、変えられるというものであるとするならば、委員会の持ち方そのものについて、今後十分検討する余地はあり得ると。それは議会の改選との関係なしに、考えることが十分可能であるし、その時に私は検討したらいいことだということで、議運の中でもそういう事を言ってきましたけど、その事についてあえて、最終的な結論の段階で申し上げなかったのは、そこにもある。だから、検討する機会は十分ある。というような立場から一応決定したものである。従って、住民検討会議が色々言われているようではありますが、その事について余り囚われずに、しかも、斑鳩の選挙が来年行なわれることでもありますから、早々に議会の態度として、明確に法的措置をやっておくべきであるという風に考えています。だから、些かも住民検討会議に左右されることは、もはや今日の段階ではないという風に思います。

委員長 ただ今、4名の委員さんからご意見を頂戴いたしました。このご意見、皆さん、一定の結論が出ている問題で、先般確認をさせていただいた内容で進めたらどうかと、多少ご心配になっておられる委員さんもあるものの、進めたらどうかと、そうあるべきだというご意見が多数であるという風に考えますが、そういう風に進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。

飯高委員 当日、参加させていただいたんですが、今までの議会の経緯というのは、・・・・、そういう形できちっと定まってきたというのは、私も知っております。けれども、あの時に、色々ご注文が検討会議から言われた内容、こちらから説明している。だけれども、その開きというのがかなり1と6ということでありました。住民の感覚というか、代表というか、住民会議がそういう住民の代表の思いで来てくださっているし、けれども、現実には開きの中で、これから住民会議との協議というんですか、話合いが必要ではないか、あと2回ぐらいは話をして納得はどうか分からないけれども、その話の中では、ちゃんと議会

が決めたことに対して、少なくともそのご理解がいただけてないということに対しては、僕はちょっと心の中で心配があるんですけど。

今後、慎重に、また住民会議に対してまた話し合いをもっていくという姿勢が大事ではないかなと思うんですけど、個人の意見として申し上げておきます。

小野委員 飯高委員は個人的な意味で、会議をもって継続していった方がいいという、それは私も思うんですが、住民会議のこの前の懇談会というのか、糾弾会というのか、誠に申し訳ないけど、その時に聞かせていただいていた中では、確か3月に最終答申するというような事をお聞きしたので、その時間はセッティングできないだろうと私は考えます。諮問機関であって、最終答申があれば、住民会議は役目を果たして解散すると、そのタイムリミットが確か3月という風に聞いていたので、私どもも今、議会やっていますので、この事について再度ああいう形で話し合いができるとか、色々な擦り合わせができるとか。私どもとしては、先ほど松田委員がおっしゃったように、議会としての機関決定としてますので、当初、こういう話し合いをしようということで申し出があったときに、議長をはじめ、委員長も認識したのが、先ほど三木委員がおっしゃったように、住民会議が最終答申をするにつけての説明を聞きたいという会議でしたので、最終答申をするのが3月という日程が調整されているはずなので、確かに、個人的に、例えば、副会長と私、また住民からの応募者である、私がこの事について話をすることはありますけど、機関対機関、議会対住民会議ということの、それは不可能かなと私は思います。そういう事をする事によって、先方の議論しておられる中身、最終答申に影響があってもいかんし、また、最終答申が同じように、数でいえば10名だと、それがあっても、先ほどから皆さんが話されているように、それに囚われなく私たちは斑鳩町議会として議論を重ねてきたということですので、こちらから話をしたいという事をもっていく必要もないだろうし、また、無理にセッティングする必要もないと思います。ちょうど3月は予算議会で

もありますし、住民のためにしっかりと重要な任務を果たしていくべきだと思いますので、その点だけ発言させていただきました。

三木委員　　今、飯高副委員長が、あと1、2度話し合いをしたらという事なんですけど、私も先月の21日の住民会議の傍聴を見させていただきました。この時、私は初めてでした。この時も内容を見てて、非常に、理事者側に対してですね、上から物を言うんだなということで、びっくりしました。この21日がですね、住民会議で話し合いをする最終日でした。あと3月中に2回ございます。これは纏めです。住民会議の答申日がですね、4月6日と聞いてます。そこで最終全部纏めて印刷したやつを町長にきちっと書いた物を渡すという儀式もされると、また写真撮って広報に載るんですね。そういう経緯があります。今、飯高副委員長がおっしゃってる話し合いをと言うんですが、それは、双方が冷静な形で話し合いをできる状況ならば、それができる話であって、この間のような状況であれば、話し合いという形にならないんですよ。そういう事も含めると、日程的な事も含めて、私は話し合いという時間は持てないのではないかと。持てないという言い方、軽い言い方しましたが、持たなくてもいいのではないかという風に、私は思います。大きな問題にと坂口委員も言いましたけど、その辺は配慮しながらも、議会としてきちっと踏んでいけばいいんじゃないかと、そう思います。

委員長　　申し訳ありません。飯高委員のご意見が、よく分からなかったんですが、私がお諮りさせていただいたのは、そういう事もありましたけれども、24日の議会運営委員会で決定したとおり、議員定数については最終日に追加日程で上程をさせていただくという事を確認したとおり、本日、ご報告をさせていただいて、そのとおりに進めさせていただいていいかという確認をもう一度、委員の皆さんにしたいという事を申し上げたと思うんですが、飯高委員さんの方、慎重にという事をおっしゃっていただいて、懇談という事もおっしゃっていただいたんですが、変える必要はないという意味は、3月議会で私たちが追加

日程で出すこと自体も変える必要がないという風にお考えだと受けとって良かったんですか。今のは。ちょっと、そこがよく分からなかったの。

飯高委員 その話合いの中によっては、それを変えていく必要が出てくるんじゃないかなとは思いますが。

松田委員 特に、言わせてもらいたんですが、検討会議と議会との中ではね、議員定数などをめぐっては、非常に乖離があるという事については審議をしてきたと思うんです。私なんか、非常に乖離があるから、本当に、住民会議の関係で住民が納得することができるのかどうかと、いう事についても提起をし、その事をめぐっても多くの皆様方のご意見もいただいてきた。また、議運としても議論をしてきたと思うんです。しかし、それでもあってもなお且つ、議会としてはその事も念頭に置きながら色々検討した結果として、満場一致で皆、擦り合わせをして来たという経緯というものを、僕は尊重せんないかんと思う。あくまでも、これは僕は採決であって、きわどい状況だったんで、その事について一体どうなのか、もう一回さらにという状態なら、別だと思うんです。例えば、御所のような関係ですね。そうではないと思う。それでいて、しかも結論を纏めたものを全員協議会でもお諮りをした。そこで、全員が満場一致であった。という関係であれば、議会としての意思というものは、そこに完全にプールされたものとして決定されたんだと、それを、他から色々言われたからという事になって、その姿勢が崩れるというぐらい、僕は権威のない、頼りない議会審議をしてないつもりなんです、僕自身は。だから、その事も十分予測された事なんや。という風に思いますから、あくまでも我々は全員が纏まって進めるひとつの手だてとしては、これが最良のものだと、この時点で。ということ考えた。なお且つ、委員会その他の関係について色々検討すべきであるとするならば、それは検討する機会はまだあるという事で、最大公約数、議長から諮問のある、いわゆるこの任期中にと

いう事、できればこの予算に間に合わせたい、あるいは来年度、選挙にも十分な日時的期間を確保するという事の方が、住民に対してもより必要であろうと、いう事等などを判断をしてですね、決めたものであって、我々はああ言えばこう言う、ところてんの様に出て、どうでも変わるというぐらいのですね、信念を持たずに、どうでもなるんだというような考え方で来た問題では決してないと思うんです。ですから、先ほど副委員長も言われてるんですが、その事については我々も議論してきた、その事を一番心配して来たことは事実。しかし、それを主張している事によって、議会全体が纏まるのかといったら、僕は纏まらんと判断したんです。そういう意味から議会全体が纏まる案というのは、一体どうあるべきかという事になりますと、多少の懸念をされる向きがありましたけども、一応、この格好で纏まるのなら、そうしたらいいという事で、議会としての全体を纏める努力をしたという事でありまして、その事が全員協議会でも了承されたということである限りにおいては、もはや今日の段階で変更すべきではないという風に思いますし、よしんば、3月議会でこれを見合わせてですね、次の段階とかいう時には、そういう事を受け入れるという事があって初めて言える事であると思いますし、ただ単に手続きを延ばすということだけでは何ら意味がないことだという風に私は思うんです。だから、そういう意味からいってみても、一応、議会としての出した結論でありますから、再議に附される条件が手続きとして行なわれれば、それはやむを得ません、やったらいいと思うけども、現時点においてはあくまでも、議会は、そう権威のないものではないし、議会はそう無責任な事を決めている問題でもないし、議員それぞれが認識と理解をしながら、対応してきたんだということですね。ということのためにも、是非ともやっぱり決めた事についてですね、さらにひとつ言われるから態度を変えていくというような節度のない事ではいかんのじゃないかなと、だから、そういう風に思われているところに、問題があるだという風に思う。だから、今までからも言ってますように、議員は議員としての自覚と規律ある立場と、そしてさらに全般から信頼される

議会でありたいと、また信頼される議員でなければならんという風にしてきたのは、その事であるんです。特に、住民に対する迎合姿勢のみを強調したんではいけない。だから、例えそれが、嫌われる事であっても、議会としてあるべき姿でないという風に我々が確信するなら、その方向を取るべきではないかと、そして一定の結論を出したことについては、しかもそれはきわどい状態ならいざ知らず、全員が一致をするという関係になってくるとするなら、議会の意思表示として、それを尊重して、ひとつの方向付けをするのが、私は組織人として議会人として当然のことではないのかなというように、私は思います。従って、今日まで委員長が取り纏めをされてきた方向で処置をされる方が、私は現時点で望ましいと、こういう風に思います。

委員長 ありがとうございます。今、各委員さんのご意見をお聞きいたしました結果、多数の皆さんが、やはり議会の権能の問題、そして私たちは自覚と責任において十分な協議をしてきたということで、3月議会で当初どおり、上程をしていくべきであるという考えを示していただきましたので、その形で進めさせていただくということで、議長の方も、よろしいですか。

議 長 各委員の方から、そういう意見をいただいているということで。ちょっと、気にしておりましたのは、検討会議の方からも住民運動も辞さないという風な事もあって、住民の方まで巻き込んで、大きな問題になった時に、どうかなという、ちょっと心配をしていたところなんです。それだけですので、後は、定数についてどうするかという考えで一切ありません。ただ、住民さんを巻き込んだ大きな問題になったときに、どうかという心配だけがちょっとありましたので。

小野委員 議長の心配というのはね、私は、あの時も、議長、やってもらえやというような、乱暴な話してたけど、あの住民会議の方もその事についてはね、間違っても私はしないと思います。やったら、それこそ、

何のための住民会議の、住民会議としてね、個人的にされるのは、これは住民運動やから、自由ですよ。住民会議という母体の元で住民運動を起こしたというたら、これは物笑いですよ、はっきり言ってね。住民会議の役目は、三木議員の情報では4月6日という、3月にあと2回やって、纏めの段階ですよ。それで纏めをするのが、任務なんですよね。それが町長から学識という事で財政的に財政健全化という名目の元で諮問されている機関です。そしたら、そういう事をされるという事になってきたら、住民会議については、私どもが条例で設置したんもないし、私らが完全に同意したんではないです。色々、あの設置については、先輩議員の松田委員も色々質問されてたし、総務でも色々検討してもらった。そういう経緯があった。だから、それを設置した、またその先頭に立っている会長、副会長、それを学識として選んだ、私はその町長の責任を追求しますよ。それは、対立というんですか、同じような議決機関に対する圧力を掛けてきているという形でね。それこそ町長に迫及する。私は個人的にはそういう話は思ってません。もし、そうしてされるんだったらね。だから、彼らにとっても、元奈良県の職員、大阪市の職員ですよ。それらについては、しっかり認識されているということで、個人的に住民運動起こされるのは別ですけどね。機関として住民運動を起こそうというような構えをされているというのは、ただの、私としては、議会に対しての、いい意味の叱咤激励をしてもらったと、私はそう感じます。しっかり認識せいと。名前出して申し訳ないけど、飯高委員が心配して聞いておられる。だけど、松田委員がおっしゃるとおりなんですよ。議会として、しっかりそれはやっていくんやということの構えを示していくんだということで、私は、そうして議長心配していただくの有り難いけどね。そういう事があつたら、それこそ、私らは何のために選挙という、しっかりした住民からの負託を受けてきている意味がないと思います。その点だけ、謙虚に話はしていただきたい。私みたいに、どんといかんでもよろしいけどね。あまりそれを言うことによって、他の議員さんらが、動揺をしてくるんじゃないかなと思いますので、議会運営委

員会の中ではそういう話もあったけど、そういう事は半分は不可能なことですよ。3月までで終るということで、日程的に決めてるんですよ。だから、そういうあれやろうし、松田委員がちゃんと整理してもらいました。僕は、よう、喋らないけどね。やはり、議長からの諮問で、この3月議会に定数条例を、改正を出すの大前提もあったし、そうかといって、早急に決めたいのではないです。何回も議論しました。その事も言うたんですよ。乖離しているという意見もあって、それらを検討した結果ですと言うても、聞き入れてくれないんですよ。だから、そんな人らと話しても、しゃないと思う。それはもう、ひしひしと感じて、出席させてもらって出しゃばった、あれしたけどね、よかったと、僕は思っている。その点は、みんな統一した考え方を持ってもらいたい。ちょっと余分な事も喋りましたが、よろしく願います。

委員長

そういたしましたら、大変お時間いただいて、また外でお待ちの議員さん皆さんにも時間とっていただいて、大変申し訳なりましたが、24日の議会運営委員会で纏めました議員定数の条例改正についてのご報告もさせていただきたいと思います。そしてまた、今の議会運営委員会での議論の過程につきましても、どのタイミングの、どういう報告の仕方がいいのか、ちょっとあれなんで、ちょっと若干局長とも相談させていただいた上で、後ほど、報告の方もさせていただきたいと思います。

そうしましたら、もう1点、吉川議員さんの方から要望書という形で、全協にでも出させてもらおうかというような事で、要望書ということもあってご本人がそういう風な事をおっしゃったというようなことなんですが、それについて、一応、突然出されてあれなんで、議運の皆さん方にも目を通していただいとっておったんですが、これについて局長が話を聞いておられると思いますので、ちょっと。

事務局長

先般、吉川議員の方からこういう事で要望を出したいんだというこ

とで、その辺のお話ということについては本日、この議会運営委員会の後で予定されておられます全員協議会の方で提案させていただきたいというお話がございました。その中で、本会議ということもあるんですけども、全員協議会の中で提案させていただきたいということでございましたんですが、本日、こういう要望が本人さんから提案されるということもございましたので、議会運営委員会の方でこの取扱いについて、少しご意見を聞かせてもらっておいて方がいいのではないかとということで、いきなり本会議に持っていくには、手続き関係もございまして、取扱いの方法について全員協議会で提案をしていただくという風になれば、そこで決めていただいて斑鳩町議会の総意という形で進めさせてもらったらいいかどうか議会運営委員会の方でご確認をしてもらったらいかということで、お聞きをしておりましたので、それについてご意見をお聞かせいただけたらと思います。概要については、もう皆さん、ご存知のこととは思いますが、文化財活用センターの建物の分について、本来でしたら無償でという形になるんですが、その分も含めてのということで提供という形になってますんで、町がその分を負担しているという感じになりますんで、それについては納得できないということで、是非とも、提案したいということでございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

すいません。ちょっと、私も認識不足なんですけど、法務局の跡は藤ノ木古墳を主に、文化財の活用センターへということをおっしゃってるんで、それについては生涯学習課が担当しますし、総務委員会に関わりの深いことなんですけど、この法務局自体の問題というのはどうなるんでしょうかね。やっぱり、後の権利の問題とか言うたら、やっぱり総務委員会、担当といえば総務委員会という判断になるんですよ。法務局のことは分からないんですけど。

事務局長

文化財活用センターの計画予定地が法務局跡地を利用するということで、総務常任委員会の方でもご検討していただいているところなんです。

が、全員協議会の方でもそういうお話を聞かせていただいて、後、議運の中で、お話聞かせてもらったことについても総務委員会でも、また色々ご議論いただくのかどうか。今日は初日ですので、暫く検討していただくのかどうかもあると思います。会期中の総務常任委員会もございます。最終日の全協で確認をしていただくのか、本会議まで持って行って、やっていただくのか、その辺も色々ご意見聞かせてもらってと思います。

松田委員　あまりこの事で議論している時間がないんかと思うんですが、僕は、ここで今、要望書を提出しなければならないような状況になっているのかということです。そういう事が、まず一番気になるんですよ。そして、もしそういう状況にあるとするなら、なぜ、議員といえ、理事者側から言われてこないのかなという気もするし、今頃なんでやという気はするんです。

それから、今一つはですね、ここで新聞記事も出てるんですが、この要望書の関係はですね、新聞記事にあるように、町が言っているような関係で使うということはどこにも書いてない。そういう意味から、使用目的が違うという、何か考え方があるのかどうかということ。それはなぜそんな事言うかということ、この関係については、いわゆる斑鳩町の出張所跡の関係のこういう事に充当するという事についても、意見としては反対意見を述べられているんですね。だから、そういう事などなどからいくと、一体、この事についてどうお考えになっているのかなということがひとつには疑念が残るんです。町自身としても、じゃあ、この事について、いまさら議員を通じて要望書を提出しなければならないという風な状況になっているのかどうか。そうすると、町は勝手に一人歩きをしてきたのか、ということになるという風に思うんです。しかも、登記所跡の関係をこの事に使用していくという方向については、既に総務委員会でも報告があり、そういう考え方が述べられて、了承してきていると、しかも、それは文化庁その他の関係とは相談をしたというけれど、法務局と相談したとは書いてな

いんですけども、法務局とも当然に了解を得て、そういう立場になっているという風に思うのが妥当だという風に思うんです。そういう事からいって、今なぜ、こうなのか、という事について、非常に私は疑問に思うんです。ですから、そういう事からいくと、議員提案、今聞くとそういう事を言われてるんですけど、どうかな、出るかなと思っていました。ところが、行政が言うとしたら、今頃なんでやと。今まで我々に言ってきたということは、ただ単に願望を言うてきただけなのかという事になる訳ですね。しかも、この事をめぐっては、もう既に藤ノ木の関係については、整備方針の基本方針が出てあるんです。冊子にした物が。具体化をしようとしているんです。という段階の時に、一体何やろうということについて、かなりな面について、問題というよりも、あるいは聞きたい、疑問とするところが非常に多くあると思うんです。ですから、私は総務委員会でこの問題も携わってまいりましたし、今日もずっと関係してきているんですが、どうも、意図というものが、正しく理解をし難い状況に、今あるという風に思うんですけど、そういう事について、今具体的にここで議論してきていいんかどうか、そんな時間がなかろうと思うんですが、どうなんでしょう。問題が多いと思うんですよ。

小野委員　私が職業として、土地家屋調査士ですので、この中でも一番利用させていただいているというか、登記業務に携わってますので、この内容については調査士会とか、色々な、私どもの政治連盟とかの形で、知ってる情報としてね、これは、今、松田委員がおっしゃるとおりでね、申し訳ないけど、今これをして、要望しても、何ら関係ないだろうということになるんです。と言いますのは、本来、借地に建てている建物ですから、それを統廃合という形で使用しないとなったら、それを取り壊していく。それで、国ですから、まず法務省の行政財産ですので、それで統廃合ということで普通財産に変更してしまう。ここで登記をしないということですね。それで、そしたらその普通財産は財務省の方へ移っていく。だけど、法務省がこの跡を更地で返してい

くということに対しては国が責任を持って、契約どおりというか、当然の事として借地の建物を使わなくなったら、それを更地にしていかなければならない。その時点で、確か去年の4月25日に、小城町長が生駒郡の町村会長という片書きで上京して、当時の滝法務副大臣に陳情されとるんです。その文章の中では、地元住民のために無償で譲渡してください。色んなこと書いてありますけど、最初は統廃合に対して存続要望ということで、民事局へされたんですが、それは全然、玄関払いということで、法務副大臣を通じて、それをされた。その中で、その当時は法務省の方では統合するのは葛城支部ということになってます。利便性を勘案して、住民のね。その中で、これは法務副大臣に私が事務所へ聞いたことです。何を町長が行ったんやということで。陳情書についてはしっかりと見せてもらえなかったけど、色んな今までの経緯を陳情に来られたと。そして、統合するんだったら、他の町長が奈良や言うてるらしいなと言うから、副大臣違いますよ、奈良へ行ったら時間も掛かるし、住民にとったらだめなんですよという事を話したんです。だけど、多分、多分と言って申し訳ないけど、法務省としては、副大臣がこの陳情きているで、それからこれも検討しなさい、統合するんやったら向こうや、という事を民事局へ話された。その結果、1ヶ月程したら、急遽、地方法務局がばたばた、慌てて、今度説明に来たんが、奈良で統合です。その結果、最初からの予定からも遅れた。それで4月24日という日付が確定したんです。私はね、うまいこと、その向こうへ行くために、無償ということが外れたように思ってしょうがないんですよ、前々からね。今、こういう話を要望して行ってもね、それはどうにもならない事だと、その時点でね、やってたら、またやれた可能性があるんですよ。だけど、その時は町の方でね、そうして動いておられただけで、議会に何ら相談なしに。それと、ガイダンスセンターにするんだと、文化財活用センターにするんだというのも、後でやりかけた。今の国の方の見方としたら、利用するんだったら、有償ですよと。これ、当たり前の話ですよってに。建物の所有者としてみたら、それで助かったと、壊す手間が

助かったと。そして、ただそこで、無償でやでというような詰めをしなかったら、使いたいんですという事で申し入れやった場合は、普通財産ですから、使いたかったら幾らかの金額は必要ですよというのは当たり前の話ですから。こうして吉川議員も色々、前からもおっしゃっている話で皆さんに検討してもらおうというのは、それはいいと思いますけどね、あんまり、意味はないのかなと思いますし、先輩議員に申し訳ないけどね、こういう要望書に纏めるんだったら発議されて、何も、私はこの要望に対しては反対はしませんけどね、そういう形採られたいいんじゃないかなと思いますけどね。これをね、委員長が最初、そうしたら総務でというように、検討してもらおうかというんじゃないくてね、吉川議員がこういう発議をしたいと要望書の提出、議会としてはね、それを初日にみんなの前で言うという、最終日に出しますのでというような形で、どっかの委員会まで付託してとか、その時に、私は何も反対はしません。出されるということに、同僚議員としてね。だけど、積極的に賛成ということでもないんです。

委員長

分かりました。私は別にどこの委員会がどうということではなくて、所属されている委員会、ご本人との関係の中で確認をさせていただきただけですので、別に深い意味はなかったんです。で、今、ご意見をお伺いしてましたら、、ご本人もそのようにお考えになっているように、全員協議会の方で皆さん方に理解を求めるような形で、こういう風に出したいんやという事をご本人から言っていただいて、我々は先にこの文書を見させていただいていたという事で、さしていただいております。おこうということで、そこでおかしといていただこうかと思います。

そうしましたら、その他についてはよろしいですか。

(な し)

委員長

時間も押してますので、全協の方引続いてさせていただくようにいたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時52分 休憩)

(午前9時59分 再開)

委員長

再開させていただきます。

以上で、議会運営委員会を終了させていただきたいと思いますが、この会議録の取り纏めについては正副委員長の方に、例のように、お任せいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議会運営委員会を終らせていただきます。

(午前9時59分 閉会)
